

男声合唱団エルデ：謝礼金に関する内規

第1条（目的）

本内規は、男声合唱団エルデの常任指揮者及び伴奏者の謝礼金について定める。

第2条（内規の範囲）

本内規は、常任指揮者及び伴奏者の練習、演奏会等における指揮者または伴奏者本来の活動に対する謝礼について定めるものであって、編曲、演出等本来の活動以外の活動に対する謝礼を定めるものではない。また、定期演奏会関連の謝礼等は含めない。

第3条（謝礼金の金額）

謝礼金の金額は、謝礼金標準額表に定めた金額とする。

但し、必要により、そのときの事情を考慮して変更できる。

2 謝礼金標準額表は運営委員会が定める。

第4条（内規の改廃）

本内規は総会の議決により、廃止又は変更することが出来る。

付則

本内規は2011年3月26日の総会で承認され、同日から施行する。